

奈良県起業家支援事業

本事業は奈良県からの受託事業であり、奈良県商工会連合会が起業支援対象者の公募・選定をし、伴走型支援を行っていきます。



起業支援金交付について

補助対象者

- 県内で地域課題解決に資する社会的事業、県内経済好循環の促進、観光の促進などの起業を行うこと
- 2023年6月1日以降、2024年2月28日までに県内で個人開業届または法人設立を行うこと、及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業継承又は第二創業した者。
- 中小企業者であり、みなし大企業でないこと
- 県内に居住していること、または居住予定であること
- 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと
- 申請者または設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力との関係を有する者でないこと等

補助金の額・対象経費

- 補助額上限：200万円
- 補助率：1/2以内
- 対象経費：人件費、店舗等賃料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等（※人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。代表者や役員等の人件費は除く。）

募集期間・応募方法

令和5年6月1日(木)～7月28日(金)郵送のみ。締切日7月28日(金)必着。
交付要綱(PDF)・申請様式(Word)を<https://nara-kigyo.com>よりダウンロードのうえ、必要書類を作成し奈良県商工会連合会まで郵送にて応募する。
※書面審査の後、得点上位の応募者のみ、8月25日(金)にプレゼン審査がございます。詳細は該当者に追って連絡いたします。

伴走支援について

実績に基づく充実の伴走型支援

見知らぬ土地での起業に不安を持つ方も安心して創業できるよう、中小企業・小規模事業者支援経験の豊富な奈良県商工会連合会が、起業に必要な知識の提供や経営に関する支援をすることでバックアップします。

伴走支援の期間と内容

起業支援金の交付決定以降、2024年2月28日まで。
事業計画の作成及びブラッシュアップ、資金調達、マーケティング、販路開拓等の経営支援、補助事業進捗状況の確認及び指導。

移住支援金について

補助対象者 移住等に関する要件

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(※1)に在住し、東京23区内への通勤(※2)をしていたこと。
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(※3)ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間もa及びbにおける移住元としての対象期間とすることができます。(令和5年4月1日以降の転入者について適用)

(※1)東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域を除く地域をいいます。

【条件不利地域】

- 東京都：檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神対馬村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- 千葉県：館山市、旭市(令和3年4月1日以降)勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

(※2)雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

(※3)東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができます。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 県内の移住支援事業実施市町村に転入したこと。
- 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。ただし、起業については事業年度の11月末日までに転入し、当該年度の2月末日までに移住支援金の申請をしていること。
- 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人、または外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- その他奈良県及び県内市町村が移住支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

補助金の額

補助額上限：100万円(単身者の場合は上限60万円)

募集期間等

- 移住支援金の申請は、移住先の市町村へ申請を行うことになります。
 - 移住支援金の事業開始時期等制度の内容は、市町村により異なる場合がありますので、詳細については各市町村へお問い合わせください。
 - 県内すべての市町村が移住支援金事業を実施しているわけではありません。移住先の市町村が移住支援金事業を実施しているかは、下記の「奈良県内の事業実施予定市町村およびお問い合わせ窓口」をご参照ください。
- ※詳細は、奈良県ホームページ内、「奈良県移住・就業・起業支援事業(移住支援金)のご案内」のページ参照。

お問い合わせ・申し込みは

0742-22-4412

奈良県商工会連合会 経営支援課

電話受付：平日9:00～17:00(担当：丸橋・堀川)

<https://nara-kigyo.com>

